

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第8回総会

令和4年8月18日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年8月18日 午後1時58分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫 (欠席)

農地利用最適化推進委員

伊達崎・下郡地区 亀岡 範彦 南半田地区 横山 正春

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 吉田 安孝
主任主査 松原 義行
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

職務代理者 本日、会長が欠席しておりますので、桑折町農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、会長職務代理者である私が議長の職務を行います。

ただ今から令和4年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

職務代理者 それでは議事録署名委員を指名いたします。

7番 佐藤 親 委員

8番 小野 策七 委員 を指名いたします。

職務代理者 それでは、総会日程第2の報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【報告第4号、農地法第5条届出 整理番号1、2を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

市街化区域内の農地について、2件の届出がありました。

整理番号1、2ともに内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

職務代理者 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

職務代理人	<p>特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p> <p>次に、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第15号、農地法第3条 整理番号3、4を朗読後、説明】</p> <p>詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。</p> <p>整理番号3につきましては、今回の所有権移転により譲受人は自己所有地として引き続き耕作し管理する計画です。譲受人が引き続き耕作することとなりますので、営農に影響はないものと考えます。</p> <p>整理番号4につきましては、申請地はこれまで家族で耕作しており、今回息子さんへ経営移譲を行うとしています。引き続き耕作するため、営農に影響はないものと考えます。</p> <p>整理番号3、4ともに3条許可要件をすべて満たしていますので問題はないと考えます。</p>
職務代理人	<p>ただいまの説明に関連して、整理番号3の地区担当である 横山 正春推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
横山委員	<p>整理番号3について、現地を確認してきました。</p> <p>申請地は譲渡人が管理している農地になります。</p> <p>今回、譲受人が近くで耕作していることから、譲受人の集約になること、周辺の農地に影響を与えるものでないこと、今後も耕作することが確実と思われるので、問題はないと考えます。</p> <p>本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。</p>
職務代理人	<p>ありがとうございます。続いて整理番号4について地区担当である 亀岡 範彦推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
亀岡委員	<p>整理番号4について、現地を確認してきました。</p> <p>申請地は、現在も耕作している農地です。経営移譲するための申請です。</p>

今回、申請地を息子さんに移譲しても、これまでと同様に耕作することが確実
と思われますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障は生じないものと思います。

職務代理者

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願
います。

(質問発言なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま
す。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

職務代理者

全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、8月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和4年第8回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時05分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月18日

桑折町農業委員会会長職務代理者

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人